

8002-1015-93
令和3年4月20日

下塚田地区細田川高田・無田管理組合
日高 万英 様

宮崎県日南土木事務所長



河川草刈り報奨金交付について

令和3年4月20日付けで申請のありました標記について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

また、河川草刈りの実施方法及び報奨金交付の手続きにつきましては、別添「河川草刈りについて」によるものとします。

記

作業の場所	二級河川 細田川 水系 細田川 (日南市 下塚田地区)
作業の内容	草刈り延べ面積 12,205 m ² (草刈り回数 2 回)
作業の期間	令和3年5月1日 ~ 令和3年8月31日
報奨金の交付額	金 135,200 円 (2 回分)

河川草刈りについて

1 草刈り作業日の連絡

- ・ 草刈りの作業の日程が決まりましたら、日南土木事務所まで連絡してください。
- ・ 日程が変更になった場合も連絡してください。

2 草刈り作業時の安全管理

- ・ 草刈り作業時には、事故等がないように十分な安全管理をお願いします。
- ・ 万一、事故等が発生した場合は直ちに日南土木事務所に連絡してください。

3 刈草の処分

- ・ 刈草は、基本的には申請書に記載されている方法により処分をお願いします。
- ・ 土木事務所による回収の場合は、適度な範囲で刈草を集めておいてください。
- ・ 処分方法が変更になる場合は、事前に日南土木事務所に連絡してください。

4 草刈り作業の完了

- ・ 草刈り作業が完了しましたら、様式第4-1号「河川草刈り作業完了報告書」を日南土木事務所に提出してください。
- ・ 河川草刈り作業完了報告書に起終点における作業前・作業中・作業後の写真各1枚、河川管理施設の異常がある場合は、確認できる写真を添付してください。
- ・ 河川草刈り作業において、堤防等の河川管理施設で異常を発見された場合は、日南土木事務所に連絡してください。
- ・ なお、草刈り回数が2回以上ある場合は、各回の作業の完了毎に報告書及び写真を提出してください。
- ・ 日南土木事務所で作業の完了を確認したうえで、様式第5-1号「河川草刈り作業完了認定書」を発行いたします。

5 報奨金の請求

- ・ 様式第6-1号「請求書」は、様式第4-1号「河川草刈り作業完了報告書」と一緒に提出してください。（日付の欄は空欄のままをお願いします。）

6 報奨金の交付

- ・ 日南土木事務所で作業完了報告書を受領してから30日以内に報奨金の支払いを行います。

7 連絡先

日南土木事務所 管理担当 土田
TEL 0987-23-4663
FAX 0987-23-7326